

## 学部・大学院の管理運営

### 達成目標

教育課程・教員人事等の審議について、大学教授会・大学院研究科委員会が適切な役割を果たすために、その運営が円滑に行われる方策がとられていること、学長・学部長・研究科長が適切な方法によって選出されていること、大学・大学院の意思決定プロセスが確立されていること、理事会との間の連携協力関係及び機能の分担が適切に行われていること、を達成目標とする。

### 〔教授会〕

#### 〔現状の説明〕

大学・学部であれ、大学院・研究科であれ、円滑な管理運営のためには、各組織の権限の明確化と各組織間の有機的な連携が求められるが、その視点から、まず、本学学部の管理運営体制の現状を説明する。

既述のように、本学は人文学部1学部の単科大学であり、したがって、教学上の最高意志決定機関は、人文学部教授会である。「駒沢女子大学教授会規程」によれば、人文学部教授会は、学長、学部長、教授、助教授によって組織され（「駒沢女子大学教授会規程」第2条）、審議事項は、（1）教育及び研究に関する事項、（2）教育課程及び授業に関する事項、（3）学生の入学及び退学に関する事項、（4）学生の試験及び卒業に関する事項、（5）学生の褒賞及び懲戒に関する事項、（6）教員の人事に関する事項、（7）その他必要と認められた事項となっている（第3条）。また、教授会の招集は学長が行い、学長が議長となる（第4条）。教授会は、3分の2以上の出席により成立（第7条）、出席者の過半数により議決する（第8条）。なお、教授会には構成員として専任講師及びその他の教員を加えることができ（第2条の2）、さらに、理事長と常務理事は、教授会に出席して意見をのべることができる（第9条）が、本学では、専任講師は実質上の教授会構成員であり、理事長と常務理事も教授会に出席する慣例となっている。なお、定例教授会は毎月1回開催されており、開催日に先立って、学務部長が前回の「教授会議事録案」を教授会メンバーの全員に事前配布し、そのつど教授会議事録案の確認を行い、議事録として保存している。

なお、学長は大学と短期大学との兼任となっているが、教学運営上の組織は完全に独立したものとなっている。したがって、教育課程や教員人事等の諸問題についての審議・議決も、それぞれの教授会で独立して行われている。

2) 本学では、学務部長の主管する教務委員会が、教育全般に関連する教授会の審議案件の作成に関わっていて、特に教育課程の編成に関して、最も重要な役割を果たしている。

「駒沢女子大学教務委員会規程」によれば、教務委員会は、「教育業務の実施、運営の監視、適正かつ円滑な業務の推進を図るため」（第1条）組織され、その審議事項は、（1）教授会からの諮問事項、（2）各教育課程の編成及びその実施、（3）講義分担、時間割等の作成及びその調整、（4）単位履修の認定等教務関係にかかわる規程の整備、（5）その他、各委員から提案された教務関係の諸問題のうち教授会に提案すべき事項となっている（第2条）。

委員会は、学務部長及び各学科から選出された各2名の委員で構成し（第3条の1）、学務部長が委員会の委員長となる（第3条の3）とあるが、教務委員会の場合、各学科から選出された委員各2名のうち、各1名の委員は各学科主任となっている。

学務部長は、学務部事務を掌り、所属職員を掌握する（「駒沢女子大学学務部長に関する規程」第2条）教務関係全般の責任者であり、学部長及び各学科主任の推薦により、教授会の議を経て、学長が任命する（同、第4条の2）ことになっており、各学科主任は、各学科において互選されることになっている。

教育課程の編成は教員の配置と密接に関連していることから、本学の教授会では、教員採用の人事に関しても、専任、兼任を問わず、教務委員会の意向が反映されることになる。そこで、平成16年度に本学で実際に行われた専任教員の採用のプロセスを例示する。国際文化学科では2名の専任教員が16年度末に定年退職の予定であった。後任人事は、教育課程上どの分野の教育を充実すべきかという観点から、教務委員会に諮られた。委員長である学務部長は、国際文化学科の意見も聴取して学部長と協議の結果、観光文化コースの専任教員と英語の専任教員が必要であると判断し、学務部長はその旨を学長、理事長に順次報告し、それぞれの承認を得た。教授会の議長である学長がこれを教授会に報告、教授会の承認を得て、人事委員会が組織され、選考に入った。「駒沢女子大学教員人事委員会規程」では、学長、理事長、常務理事、学部長、学務部長に加えて、人事案件対象分野と同じ、もしくは最近隣専攻分野の教授2名の専門委員によって組織されることになっており（第3条）これに準じて、国際文化学科所属の専門委員2名ずつが人事委員会のメンバーとして加わって、候補者の専攻分野と担当授業科目との整合性を中心に、審議が行われた。人事委員会は、2名を専任教員候補者として選考し、教授会に提案、審議の結果、承認を見た。

### **[点検・評価]**

本学では、教育課程や教員人事等を含む教学上の決定は学長を議長とする教授会で行われ、法人理事会はそれを追認しているのが実情であり、本学の教授会の権限は大きい。一般論として、教授会では、審議が紛糾して長時間に及ぶとか、円滑な運営が難しいとされているが、しかし、本学の教授会はそうではない。本学教授会では、審議はスムーズに進行する。その原因としては、第一に、本学教授会の組織上の特徴が考えられる。既述のように、本学は1学部1教授会であり、学長がそのまま議長として、学部長の司会のもとで、教授会運営が行われていること、また、学長が学部長を選任しているためもあり、学長と学部長との意思の疎通が緊密であることである。第二に、本学教授会の運営上の特徴である。教授会の議事が各常任委員会の提案となっているため、当該委員会で議論が尽くされていること、それも、各学科との意見調整を経て提案されていることである。第三に特に教授会と教務委員会をはじめ各委員会においては、重要な審議事項についてはあらかじめ議題と資料が教員もメールボックスに配布されており、会議前に審議内容に関して教員が充分理解した上で審議されている。

### **[将来の改善・改革に向けた方策]**

本学における教授会は、教育課程や教員人事などの重要な議事について、各種委員会、

とりわけ教務委員会において各学科の意見が調整されて提案されており、特に問題はないが、今後も各委員会、学科会等の議論を十分に反映し調整した上で教授会運営が円滑に運ぶ努力が求められる。

## 〔学長・学部長の権限と選任手続〕

### 〔現状の説明〕

学長選任の手続については、任期満了、辞任、任務遂行不能のいずれかの事由により、新学長の選出の必要性が生じた場合、まず a) 学長候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）が組織される。推薦委員会は、常任理事会から選出された委員 3 名と、人文学部長、人文学部学科主任 5 名、駒沢女子短期大学各学科長 2 名の 8 名、合計 11 名によって構成される（「駒沢女子大学学長に関する規程」第 9 条、第 9 条の 2）。b) 推薦委員会は、委員の互選により委員長を選出し（第 10 条）、学長選出のための手続を公示する（第 8 条）。c) 学長候補資格者の条件は、駒沢女子大学又は駒沢女子短期大学の専任教授のうち大学又は短期大学の専任教員 10 名以上の連署により支持を受けた者、又は、理事の 4 分の 3 以上が指名する者となっている（第 6 条）。d) 推薦委員会は、学長候補資格者のうち 1 名を学長候補者として決定し、教授会に報告（第 8 条の 2）する。e) 推薦委員会は教授会の議を経たのち、理事会に諮る。理事の 3 分の 2 以上の議決により、理事長が学長を任命する（第 7 条）。なお、学長は短期大学の学長を兼任し（第 2 条の 2）、任期は 3 年（第 3 条）、再任は妨げないが、再任の日に満 70 歳に達した場合は、再任はない（第 4 条）。

学部長の選任については、「駒沢女子大学学部長に関する規程」にあるように、学長が学部の専任教授のなかから選任し（第 4 条）、その場合、学長は教授会の意見を求めることができる（同条）。学部長の任期は 3 年（第 3 条）、再任は妨げない（第 4 条の 2）。

上記のように、本学は 1 学部 1 教授会であるため、評議会や大学協議会のような教学組織はなく、学長を議長とする人文学部教授会が教学上の最終意志決定機関となっている。学長の職務については、「駒沢女子大学学長に関する規程」では、駒沢女子大学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する（第 2 条）となっており、また学部長の職務については、「駒沢女子大学学部長に関する規程」では、学長を補佐し、学部事務を掌り、所属職員を掌握する（第 2 条）となっている。大学の最高の権限を持つのは学長であるが、日常の事務上の諸問題に対しては、学部長が、学務部長・学生部長と協議の上で対応し、事後に学長に報告するという形をとることが多い。また、人事委員会の委員長は学長であるが、専任教員の昇格については、教育・研究活動や学務上の実績等を熟知している学部長が、教員人事委員会に昇格候補者を推薦するのが慣例となっている。

### 〔点検・評価〕

学長の選任については、専任教員 10 名以上の連署により支持を受けた者または理事の 4 分の 3 以上が指名する者のうち、推薦委員会による学長候補者 1 名の選出という本学独自の方法を採用している。推薦委員会が、理事より 3 名、役職付教員 8 名の計 11 名のみによって構成されているため、教員全員の意見の反映という点では問題があるように見えるが、

教授会の審議によって学長候補者の可否が決定される以上、あまり問題はない。むしろ、円滑な管理運営を図るには、このような方法による学長選出も適切であると判断できる。専任教員 10 名以上の支持の場合、学内の教授が候補者となる傾向が強いが、本学では、理事の 4 分の 3 以上が指名する者ということも条件の一つであるため、学外者から候補者が選ばれる可能性も開かれている。

学部長の選任が学長によって行われることについては、本学のような 1 学部 1 教授会で、しかも、その教授会の議長が学長であるところでは、学長による学部長の選任は、教授会メンバー全員による選挙よりも合理的である。学長と学部長の意思の疎通が密であるため、円滑な教授会運営となっている。しかし、これまでは学内から学長が選任されてきたため問題はなかったが、かりに大学の実情に疎い学外者が学長として選任された場合、学部長の選任の際には、学長には学内事情に精通するための努力が求められる。

学部長は教授会の司会として議事の進行に責任を持つが、普段から、学務部長・学生部長、各常任委員会の委員長との意思疎通をおこなっているため、学部長と教授会との連携協力は滞りなく行われている。

学長権限と学部長権限については、本学のように、学校法人理事会を母体とする 1 学部 1 教授会の大学にあっては、問題がないと判断できる。なお、学長が短期大学長と兼任であるため、二つの教学組織と学校法人理事会との管理運営上の連携が円滑に行われるという利点がある。

#### **【将来の改善・改革に向けた方策】**

学長の専任手続についてはいわゆる選挙という形で実施する方策も検討されるべきであろうが、本学のような 1 学部 1 教授会で構成されている大学においては現状の手続で適切であると考えられる。また学部長の選任手続も学長との意思の疎通を重視したものとなり、教授会運営も円滑に行われている現状では特に変更する予定はない。

大学の厳しい状況を考えるとき、今後ますます学長のリーダーシップが求められていくのであり、学部長が学部全体を把握し学長を補佐しながら大学運営にあたっていく体制を強化していくべきであろう。

#### **【意思決定】**

##### **【現状の説明】**

本学の教学上の意思は人文学部教授会にて決定され、法人理事会にて報告されるが、その意思決定プロセスは、まず、常任委員会による諸案件の審議・立案をもって始まる。教授会の下部組織としての各種常任委員会は、教務委員会、入試委員会、学生委員会、研究紀要委員会、国際交流委員会、図書委員会、就職委員会、視聴覚設備委員会、教職課程委員会、留学生委員会、点検・評価・改善委員会の 11 である。さらに本学では、目的に応じて特別委員会を設置することができ、その運用手続については特別委員会規程が定められている。これは学内外のさまざまな課題について通常の常任委員会では対応できない場合、一定の期間特別委員会を設けることによって、よりフレキシブルに問題に対応する体制となっており、諸規程委員会がその一例である。

これらの委員会の委員は、基本的に、日本文化、国際文化、人間関係、空間造形、映像コミュニケーションの5学科より同数ずつ選出され、教務委員会と学生委員会を除き、委員長は互選である。ちなみに、教務委員会は学務部長、学生委員会は学生部長が委員長である。なお、FD活動や第三者評価活動については点検・評価・改善委員会が取り組んでいる。

ここでは、平成16年度からの人間関係学科の教育課程改訂に関して、本学の意味決定プロセスを例示しておく。平成15年度に完成年度を迎える人間関係学科の学科主任に対して、その前年度、教務委員会の委員長である学務部長が、教育課程改訂の有無を打診し、改訂予定の回答を受け、教務委員会は、直ちに人間関係学科の学科会に新教育課程の案の提出を要請した。人間関係学科作成の新教育課程案を、教務委員会は、新旧教育課程の関係や他4学科の教育課程との整合性、さらには科目変更に伴う教員の増減等の問題を勘案しながら審議し、教務委員会としての新教育課程を補正・立案して教授会に提出した。教授会は教務委員会による人間関係学科新教育課程案を審議した結果、これを承認し、学長がそれを学校法人理事会に報告した。

#### **[点検・評価]**

大学の意思決定プロセスには多様な形態があると思われるが、そのプロセスは、どのような形態であろうとも、迅速で、しかも組織的なものでなければならない。その点から見ると、本学の意味決定プロセスに問題点はない。

#### **[将来の改善・改革に向けた方策]**

今後も教授会の下部組織としての常任委員会に各学科の意見を反映させながら諸案件の審議・立案を教授会に提出する体制を保持し円滑に意思決定を行っていくべきであろう。

#### **(全学的審議機関)**

本学のような1学部1教授会の大学においては、全学的な審議機関を組織上置いていないので、この項目に関する点検・評価は行わない。

#### **(教学組織と学校法人理事会との関係)**

##### **[現状の説明]**

学校法人駒澤学園は、教学組織として、駒沢女子大学、駒沢女子大学大学院、駒沢女子短期大学、駒沢学園女子高等学校、駒沢学園女子中学校、短期大学付属こまざわ幼稚園を設置しているが、大学と学校法人理事会との連携や機能分担、及び権限委譲については、次のようになっている。理事会は理事12名、監事2名によって組織され(「学校法人駒澤学園寄附行為」第6条)、その諮問機関として25名の評議員からなる評議員会があり(第18条)、理事12名のうち、大学教員から選任されている理事は、学長、学部長、教授2名の計4名、評議員については4名が大学教員となっている。教学関係に関する教授会の決定事項は学長と学部長により理事会に報告され、ほぼそのまま了承されているのが実情で

ある。教員人事に関しても同様である。ただ、予算関係に関する審議については、教授会ではなく、学校法人理事会で行われている。

#### **[点検・評価]**

教学組織と理事会との連携協力については、教授会の議長である学長とその補佐である学部長とが役職指定として理事職に就いているため、教授会と理事会との連携協力は良好である。また、学長は短期大学の学長でもあるため、短期大学と理事会との連携協力関係にも問題はない。機能分担と権限委譲については、教学関係は教学組織に、特に法人全体の予算関係を中心とする法人業務は理事会にという形で、学校法人駒澤学園は運営されている。

#### **[将来の改善・改革に向けた方策]**

本学園は、幼稚園、中・高等学校、短期大学、大学、大学院の6組織によって構成されているにもかかわらず、大学教員が理事12名の内4名を占めているという現状は、大学の意見の反映という点では、問題は見当たらない。したがって、大学と理事会との連携については特に改善の必要性はないと考えられる。しかし、今後の大学を取り巻く状況が極端に変容してきた場合には、その変化に対応した形を模索しなければならないであろう。

### **〔大学院の管理運営体制〕**

#### **[現状の説明]**

1) 本学大学院人文科学研究科の教学上の管理運営は、人文科学研究科委員会(以下、研究科委員会という。)によって行われている。「駒沢女子大学大学院人文科学研究科委員会規程」によれば、研究科委員会は、学長、研究科長、教授、助教授、専任講師をもって組織され(第2条)、審議事項は、(1)教育及び研究に関する事項、(2)教育課程及び授業に関する事項、(3)学生の入学及び退学に関する事項、(4)学生の試験及び修了に関する事項、(5)学生の褒賞及び懲戒に関する事項、(6)教員の人事に関する事項、(7)その他委員会が必要と認めた事項、となっている(第3条)。研究科委員会の議長は研究科長であり、委員会は研究科長によって招集され(第4条)、定例委員会は毎月1回(第5条)開かれ、3分の2以上の出席にて成立(第7条)し、出席者の過半数により議決され(第7条の2)る。

人文科学研究科は、仏教文化専攻と臨床心理学専攻の2専攻の修士課程であるため、研究科委員会の教学上の下部組織として、仏教文化専攻会議と臨床心理学専攻会議があり、研究科委員会の上記の7審議事項はすべて、各専攻会議で協議された後、研究科教務部長の調整を経て、研究科委員会に提案されることになっている。

二つの専攻会議はそれぞれ専攻主任によって招集され、研究科長よりの伝達、依頼事項を了知するほか、専攻内の相互連携並びに運営の円滑をはかるために、(1)専攻主任の互選に関する事項、(2)教育及び研究の実施に関する事項、(3)学則、諸規程の運用に関する事項、(4)専攻の行事の執行に関する事項、(5)研究科長及び研究科委員会が諮問する

事項について、協議する（「駒沢女子大学大学院人文科学研究科の運営に関する規程」第6条）。

2) 研究科委員会と学部教授会の相互関係についていえば、本学の場合、人文科学研究科専任教員17人のすべてが、人文学部の専任教員でもあるため、研究科委員会が学部教授会から独立して議案審議を行うも、そのメンバーは学部教授会の意向を斟酌しながら、議案審議に臨んでいる。特に教員人事について言えば、研究科の人事委員会は、専門分野の専門委員は別にして、学部の人事委員会のメンバーに研究科委員長と研究科教務部長が加わることによって組織されている。

3) 研究科委員会の議長は大学院研究科長であるが、その選任については、学長が大学院研究科の専任教授の中から選任する（「駒沢女子大学大学院人文科学研究科長に関する規程」第4条）となっており、任期は3年である（第3条）。研究科長選任の仕方は学部長と同様であるが、学部教授会の議長が学長であるのに対して、研究科委員会の議長は研究科長である。

また、人文科学研究科において事務部事務を掌り、所属職員を掌握する（「駒沢女子大学大学院人文科学研究科教務部長に関する規程」第2条）とともに、仏教文化専攻会議と臨床心理学専攻会議の調整役である教務部長については、二つの専攻主任のいずれかから、研究科委員会が選考する（第4条及び第4条の2）ことになっている。

#### **[点検・評価]**

- 1) 研究科の教学上の管理運営は、現在のところ円滑に行われている。教育課程については、ほぼ開設時のまま進行しており、教員人事については、臨床心理学専攻で兼任教員の人事が1件あったが、滞りなく終わった。
- 2) 研究科委員会と学部教授会との相互関係については、審議についてはそれぞれ独立に行われているが、いずれもが相互の意向を考慮しながら、駒沢学園全体の在り方をにらんで運営されている。
- 3) 研究科長の選任については、学部長の選任と同様に、学長による選任という非常に簡素化された手続きを採っているが、これは、民主的な選挙というより、管理運営の円滑化のために学長の裁量を重視した方法である。本学のような学校法人ではこのような方法も一つの見識であると判断される。

#### **[将来の改善・改革に向けた方策]**

本大学院研究科の管理運営は、現状では円滑に行われている。しかし、開設以来、仏教文化専攻は3年、臨床心理学専攻は完成年度を迎えたばかりの研究科である。具体的な方策ではないが、今後の情勢をにらみながら問題解決型の対応を行っていく必要がある。